

令和 7 年 3 月 1 0 日
こども未来部保育政策課

**江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

従前、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかった管理栄養士国家試験において、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、家庭的保育事業者等が食事を提供する要件として定める「栄養士による必要な配慮」を「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改める（第 1 6 条関係）。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

2 ページのとおり

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第48条 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第48条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>